

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十七条の三第二項及び第三項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前
〔電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価の実施に関する方針の公表方法〕 第六十一条の四 法第百六十七条の三第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 〔電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価の結果の公表方法〕 第六十一条の五 法第百六十七条の三第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	〔新設〕	
	〔新設〕	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

附 則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。